

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部との協議等議事録（要旨）

契約管財局契約部制度課

- 1 日 時 令和6年8月2日（金） 午後2時00分～午後3時15分
- 2 場 所 大阪市役所本庁舎 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
- 4 協議等の趣旨 「不当労働行為企業に対する大阪市、地方行政の指導と措置」についての協議
- 5 出 席 者
（団体側）
6人
（本 市）
契約管財局 2名
- 6 議 事
（1）当日の団体からの意見について（項目番号2（2））
団体要望概要
 - ・項目番号2（1）に対して、「市政外のため、回答できません。」（市民局）という回答が出ているが、大阪市は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を打ち出しており、この中で「国際人権都市大阪」をめざすこととしている。「人権の視点！100！～人権行政の標識～」で、幅広い市民から意見、批判、提案を聞く、そういった機会や場をとらえる、現状を把握するというような、様々な指針を打ち出している。人権問題を基本に申し入れているので、すべて繋がっていると理解してほしい。（意見のみ）
 - ・人権、国際人権、ビジネスと人権に関する指導原則に基づいて申し入れたので、市民局にも出席を期待していた。（意見のみ）
 - ・申入書に添付した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は2011年に国連人権理事会で承認され、日本政府も採択を行っているが、当ガイドラインに基づいて研修等を行ったのか。（意見のみ）
 - ・国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会が、昨年7月から8月にかけての日本に調査に訪れ、今年5月28日に正式に出された勧告の内容を知っていただいて、問題意識を持っていただきたい。（意見のみ）
 - ・項目番号2（1）及び（2）について、市民局同席の上で、再度協議していただきたい。（意見のみ）

7 その他

令和6年8月2日の団体と当局との協議の場で、団体から「市民局同席の上で、再度協議していただきたい」との意見があったため、市民局から団体に対して、同年11月11日、本市施策でないものに関する協議の要請となることから、「団体との協議等のもち方に関する指針」に基づき協議は実施しない旨、回答を行った。

その後、団体は、同年8月2日の協議の元となった要望書に関連して新たに同年12月9日付及び同年12月26日付の要望書を持参された。